

広島市子育て世帯訪問支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、養育支援が特に必要な家庭における適切な養育の実施を確保するため、国の要綱等に定めるもののほか、当該家庭に対し育児・家事援助を行う援助員を派遣する広島市子育て世帯訪問支援事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

(実施主体等)

第2条 事業の実施主体は広島市とする。

2 事業に実施に当たって、援助員を派遣する家庭、派遣の内容（援助員を派遣する回数、時間、期間、援助内容等をいい、以下「派遣内容」という。）の決定を除き、事業の一部を適切な事業運営が確保できると認められる事業者（以下「委託事業者」という。）に委託することができるものとする。

(事業の対象者)

第3条 事業の対象者は、市内に居住し、現に、区厚生部地域支えあい課又は児童相談所が把握している養育支援が特に必要であって、本事業による支援が必要であると認められる次の各号のいずれかに該当する家庭の児童及びその養育者（以下「派遣対象者」という。）とする。ただし、他の制度等により同様の支援を受けることが困難なものに限る。

- (1) 保護者に監護させることが不適當であると認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭
- (2) 食事、生活習慣等について不適切な養育状態にある家庭等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭
- (3) 若年妊婦等、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦がいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭
- (4) その他市長が特に養育支援が必要と認める家庭

2 前項の規定にかかわらず、派遣対象者の属する世帯に次の各号のいずれかに該当する者がある場合は、事業の対象としないことができるものとする。

- (1) 感染症にかかっているおそれのある者
- (2) 暴行、脅迫等により援助員に危害を与えるおそれのある者

(事業に係る援助の内容)

第4条 事業に係る援助の内容は、次の各号に掲げるもののうち、必要と認められるものとする。

- (1) 育児援助に関すること。
 - ア 授乳、食事介助
 - イ おむつ・衣類交換
 - ウ 沐浴・入浴介助
 - エ 適切な養育環境の整備
 - オ その他必要な子育て支援
- (2) 家事援助に関すること。
 - ア 食事の準備・後片付け
 - イ 衣類の洗濯・補修

- ウ 居室等の掃除・整理整頓
- エ 生活必需品の買い物
- オ その他必要な家事援助

(援助員の派遣期間)

第5条 援助員の派遣期間は、原則として6か月以内とする。ただし、区厚生部地域支えあい課が所管する派遣対象者にあつては当該地域支えあい課長、児童相談所が所管する派遣対象者にあつては児童相談所相談担当課長（以下「地域支えあい課長等」という。）は、3か月ごとに支援評価表（様式12号）を関係者と協議の上作成し、援助員派遣継続の要否の判断および派遣内容等の見直しを行うものとする。また、市長が認める特別な理由がある場合は、派遣期間を別に定めることができる。

(援助員の派遣回数・時間)

第6条 援助員の派遣回数は、原則として週1～2回とし、1回あたりの派遣時間は、原則として1～2時間とする。

(利用料)

第7条 援助員派遣に係る利用料は、無料とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、援助員が生活必需品の買い物その他援助を行う際に、移動のための交通費等を必要とする場合は、派遣家庭が当該交通費等の実費相当額を負担するものとする。

(派遣対象者の選定)

第8条 派遣対象者の選定に当たっては、地域支えあい課長等は、アセスメント表（様式10号）を作成し、当該派遣対象者に係る支援の必要性を確認するものとする。

- 2 地域支えあい課長等は、選定した派遣対象者に対し事業趣旨及び支援の必要性を説明し、援助員の派遣及び情報提供同意書（様式1号）の提出を求めるものとする。

(支援計画の作成)

第9条 地域支えあい課長等は、派遣対象者に係る支援目標、派遣内容等を定めた支援計画を、関係者と協議の上、支援計画表（様式11号）により作成するものとする。

- 2 地域支えあい課長等は、派遣対象者に対し、前項により作成した支援計画の内容を説明し、同意を得るものとする。

(援助員派遣の決定及び通知)

第10条 地域支えあい課長等は、前条第2項による派遣対象者の同意を得た後は、派遣対象者に対し援助員派遣通知書（様式2号）により通知するとともに、委託事業者に対し援助員派遣指示書（様式3号）により援助員の派遣を指示する。

- 2 前項により援助員派遣の指示を受けた委託事業者は、当該派遣対象者及び担当職員とともに、支援計画に基づき派遣日時等の詳細について打ち合わせを行った後、派遣対象者に対し援助員派遣のお知らせ（様式4号）を送付するとともに、その写しを区厚生部地域支えあい課又は児童相談所に送付する。

(援助員の派遣)

第11条 委託事業者は、地域支えあい課長等から援助員派遣の指示があったときは、派遣対象家庭に援助員を派遣し、援助を実施する。ただし、原則として、対象児童及びその保護者等が在宅の場合に限る。

- 2 委託事業者は、初回訪問前及び必要と認められる場合に、区厚生部地域支えあい課又は児童相

談所と援助の実施に係る打ち合わせを行うものとする。

(派遣内容の変更)

第12条 派遣対象者は、あらかじめ決められた派遣日時、援助内容等に変更が生じたときは、当該派遣予定日の3日前までに委託事業者へ連絡しなければならない。

2 委託事業者は、前項の規定による連絡を受けた場合は、地域支えあい課等と協議の上、支援計画の定める範囲において派遣内容を変更することができる。

3 緊急対応等により事前連絡ができなかった場合は、前2項の規定にかかわらず、委託事業者は、緊急対応等に必要の限度において派遣内容を変更し、その後、速やかに地域支えあい課等へ報告するものとする。

(支援計画の変更等)

第13条 地域支えあい課長等は、援助員の派遣状況及び派遣対象者等の状況を適宜確認し、必要に応じ関係者と協議の上、支援計画を変更することができる。

2 地域支えあい課長等は、支援計画を変更したときは、派遣対象者に対し変更の内容及び理由を説明し、同意を得るものとする。

3 地域支えあい課長等は、支援計画を変更したときは速やかに委託事業者に連絡しなければならない。

(派遣の中止・終了)

第14条 地域支えあい課長等は、援助員の派遣を中止又は終了する場合は、派遣対象者に対し援助員派遣中止(終了)通知書(様式5号)により通知する。

2 地域支えあい課長等は、援助員の派遣を中止又は終了する場合は、速やかに委託事業者に連絡しなければならない。

(委託料)

第15条 本事業の提供に要する1回当たりの費用は、別に定める。

2 市長は、第12条の規定による派遣内容の変更が行われず、派遣対象者の都合により援助を実施できなかった場合、委託事業者に対し、援助を実施していた場合に発生する費用の20%の料金を支払う。

(委託料の支払い)

第16条 市長は、第21条の規定による請求書等の提出に基づき、委託事業者に対し、委託料を支払う。

(援助員の選考)

第17条 委託事業者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者のうちから、援助員を選考するものとする。

(1) 育児及び家事に関する援助・指導を適切に実行する能力を有すること。

(2) 心身ともに健康であること。

(3) 次のアからウに掲げる欠格事由のいずれにも該当していないこと。

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

イ 児童福祉法、児童売春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)その他国民の福祉に関する法律(児童福祉法施行令(昭和23年政令第74令)第35条の5各号に掲げる法律に限る。)の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等虐待を行った者

（援助員の研修）

第18条 委託事業者は、援助員等に対し、必要に応じ資質の向上及び個人情報保護のために必要な研修を実施するものとする。

（身分証明書の携行及び履行確認）

第19条 援助員は、援助を行う際には常に委託事業者が発行する身分証明書を携行し、派遣対象家庭への訪問時に掲示することとする。

2 援助員は、援助を行ったときは、その都度、派遣内容確認書（様式6号）により派遣対象者から履行確認を受けるものとする。

（報告）

第20条 委託事業者は、援助員の派遣を行ったときは、「援助員派遣実施報告書（個別）」（様式7号）を作成し、派遣後速やかに地域支えあい課長等に提出するものとする。

2 委託事業者は、援助員を派遣した日が属する月の翌月10日までに、「派遣内容確認書」（様式6号）及び「援助員派遣実施報告書（総計）」（様式8号）を区ごとに作成し、地域支えあい課長等に提出するものとする。

（委託料の請求）

第21条 委託事業者は、本事業の委託料の請求について、「援助員派遣請求書」（様式9号）を作成し、市長に提出するものとする。

（帳票の整備等）

第22条 委託事業者は、事業の適正な実施を確保するため、援助員派遣に関する記録その他必要と認める帳票等を整備するものとする。

2 市長は、委託事業者に対し、帳票等の提出又は派遣内容の確認等について、必要な調査を実施することができる。

（守秘義務）

第23条 委託事業者は及び従業員は、事業の実施に伴い知りえた当該派遣対象者に係る個人情報を正当な理由なく漏らしてはならない。委託契約が終了した後においても同様とする。

（委任規定）

第24条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、こども未来局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年1月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。